

今後の監視・影響調査専門調査会の進め方について(案)

1 監視・影響調査について

(1) 対象施策

当面の監視・影響調査の対象施策は、「多様な選択を可能にする能力開発・生涯学習に係る施策<テーマ1>」とする。また、監視については、<テーマ1>に加え「地方公共団体の審議会等の職務指定委員<テーマ2>」を取り上げる。

多様な選択を可能にする能力開発・生涯学習に係る施策<テーマ1>

(基本計画該当部分)

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">3 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保<ul style="list-style-type: none">(3) 女性の能力発揮促進のための援助<ul style="list-style-type: none">ア 在職中の女性に対する能力開発等の支援イ 再就職に向けた支援(4) 多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備<ul style="list-style-type: none">ア パートタイム労働対策の総合的な推進<ul style="list-style-type: none">・パートタイム労働者に対する能力開発ウ 女性起業家、家族従事者等に対する支援<ul style="list-style-type: none">・女性起業家に対する支援エ 在宅勤務、SOHO等、新しい就業形態等に係る施策の推進<ul style="list-style-type: none">・在宅就業対策の推進4 農山漁村における男女共同参画の確立<ul style="list-style-type: none">(2) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大<ul style="list-style-type: none">・女性の能力開発と適正な評価(3) 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備<ul style="list-style-type: none">・女性の経済的地位の向上・技術・経営管理能力の向上10 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実<ul style="list-style-type: none">(2) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実<ul style="list-style-type: none">ア 生涯学習の推進イ エンパワーメントのための女性教育・学習活動の充実ウ 進路・就職指導の充実 |
|---|

(主に担当する省庁)

厚生労働省、経済産業省、内閣府、総務省、農林水産省、文部科学省

(施策選定理由)

広く政府全体としての取組が求められている施策については、今後、順次、実施状況を監視・影響調査を行っていくこととされているところである。その中でも、雇用等の分野及び農業分野における能力開発に係る施策や教育・学習機会の充実のための施策は、男女共同参画社会の形成を促進する上で基礎となる重要な施策であることから、監視・影響調査を行っていく必要がある。

なお、平成 17 年 7 月 25 日にとりまとめられた「男女共同参画基本計画改定に当たっての基本的な考え方」において、「女性のチャレンジ支援」が整備・強化すべき計画の推進体制となっていることにも留意した。

地方公共団体の審議会等の職務指定委員 < テーマ 2 >

(基本計画該当部分)

- 1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
 - (2) 地方公共団体等における取組の支援、協力要請
 - ア 審議会等委員への女性の参画に関する取組の支援
 - ・都道府県・政令指定都市等における審議会等委員への女性の登用に関する支援

(担当する省庁等)

全省庁

(施策選定理由)

地方公共団体の審議会等委員については、男女共同参画会議において、国の法令に基づく職務指定委員制度が女性の参画を妨げている旨の指摘を受けたところであり、また、地方公共団体からも法令上の職務指定の見直しについて要望が提出されている。

これらのことを踏まえ、国の法令による地方公共団体の審議会等の職務指定の規定について監視を行う必要がある。

(2) 具体的な進め方について

多様な選択を可能にする能力開発・生涯学習に係る施策について<テーマ1>

監視・影響調査を一体的に行うことが重要であるとの指摘を受けて、監視・影響調査専門調査会が設けられたことを踏まえ、監視と影響調査を並行して行うこととする。

監視・影響調査を同一テーマで実施することから、調査(実態把握)は、監視及び影響調査の観点を用いて、一体的に実施する。その結果を踏まえ、「監視」においては、当該施策の直接的な効果を評価し、提言を取りまとめる。「影響調査」においては、波及効果・意図しない効果及び当該施策以外の施策・制度に係る課題を提言として取りまとめる。

監視・影響調査専門調査会の下に、能力開発・生涯学習ワーキング・チーム(以下、WTという。)を設ける。専門調査会とWTの役割は、次のとおりとする。

- ・ 監視・影響調査専門調査会
各省及び有識者ヒアリング等を行う他、WTからの報告等を踏まえて審議を行う。
- ・ 能力開発・生涯学習WT
監視・影響調査専門調査会における審議に資することを目的に、既存統計、意識調査等のデータを用いて、調査を実施する。
具体的には、能力開発や生涯学習に関する男女それぞれのニーズ、施策の対象者の男女別実施状況、実際に選択されているライフスタイルの選択肢と希望されている選択肢との違い等を把握等し、多様な選択を可能とする上で必要な施策の改善策等を検討する。

地方公共団体の審議会等の職務指定委員について<テーマ2>

監視・影響調査専門調査会において、都道府県・政令指定都市の審議会等について国の法令に基づく職務指定の状況について調査を実施し、その結果を踏まえて、各職務指定の必然性等について検討する。必要に応じ、ヒアリングを行う。

開催頻度

監視・影響調査専門調査会、能力開発・生涯学習WTともおおよそ2ヶ月に1回のペースで開催する。

2 影響調査の手法について

影響調査の手法については、これまでの影響調査事例研究WTの検討を踏まえ、今年度中に事務局で取りまとめを行い、専門調査会に報告する。

3 苦情処理について

苦情処理の事例については、全省庁と都道府県と政令指定都市から収集(毎年 4 月 ~)。収集した事例について、監視・影響調査専門調査会で審議する予定。